

道路の占用を制限する区域を指定することについて

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和2年12月14日から二週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月14日

伊丹市長 藤原 保幸

記

1 道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域

種類及び路線名	占用を制限する区域	
① 緑ヶ丘中央線	緑ヶ丘7丁目1番1から緑ヶ丘2丁目142番4まで	緊急輸送道路
② 緑ヶ丘中央線	中央1丁目4から中央1丁目36まで	幅員が狭い歩道
③ 西台中央線	西台4丁目42から中央4丁目2まで	幅員が狭い歩道
④ 阪急駅前線	西台1丁目12から西台1丁目29まで	幅員が狭い歩道
⑤ 中央天津線	中央2丁目468番6から中央2丁目470まで	交通が輻輳する道路
⑥ 中央天津線	伊丹1丁目1から伊丹1丁目3-10まで	幅員が狭い歩道
⑦ 伊丹7079号線	伊丹1丁目305番7から伊丹1丁目305番1まで	幅員が狭い歩道
⑧ 伊丹7081号線	伊丹1丁目8から伊丹1丁目3番1まで	幅員が狭い歩道
⑨ 伊丹7082号線	伊丹2丁目377番4から伊丹2丁目372番6まで	幅員が狭い歩道
⑩ 天津7167号線	藤ノ木1丁目24から藤ノ木1丁目57まで	幅員が狭い歩道
⑪ 昆陽池千僧線	千僧1丁目1番2から千僧1丁目47番1まで	幅員が狭い歩道
⑫ 千僧4230号線	千僧1丁目47番3から千僧1丁目47番1まで	幅員が狭い歩道
⑬ 千僧4149号線	千僧1丁目1番1から千僧1丁目47番3まで	幅員が狭い歩道

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱、ケーブルテレビ柱等の柱類（以下「電柱等」という。占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱等の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

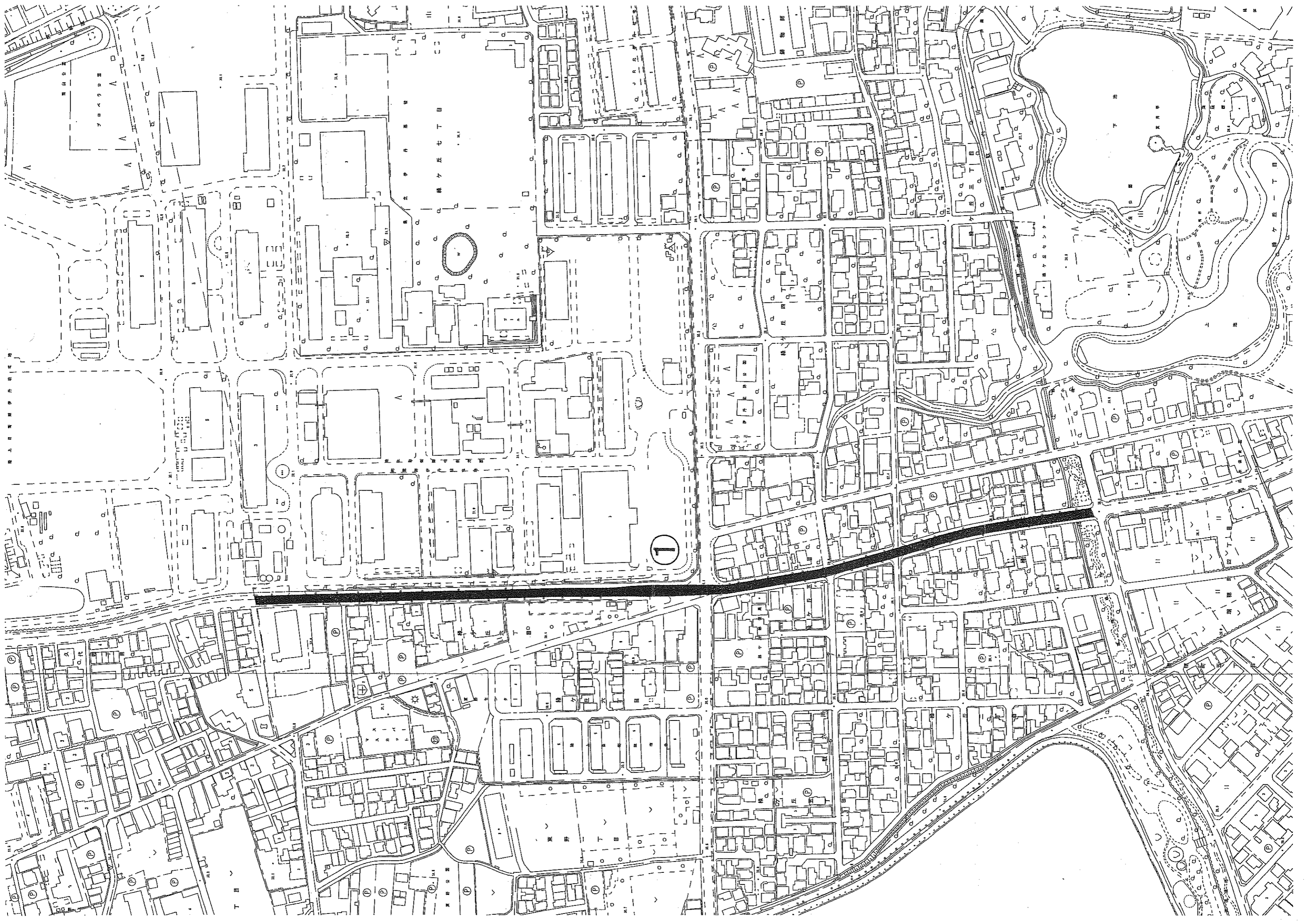
- ・緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- ・交通が著しく輻輳する道路又は幅員が著しく狭い道路若しくは幅員が著しく狭い歩道の部分の占用を制限することにより、車両の能率的な運行又は歩行者の円滑な通行を図るため。

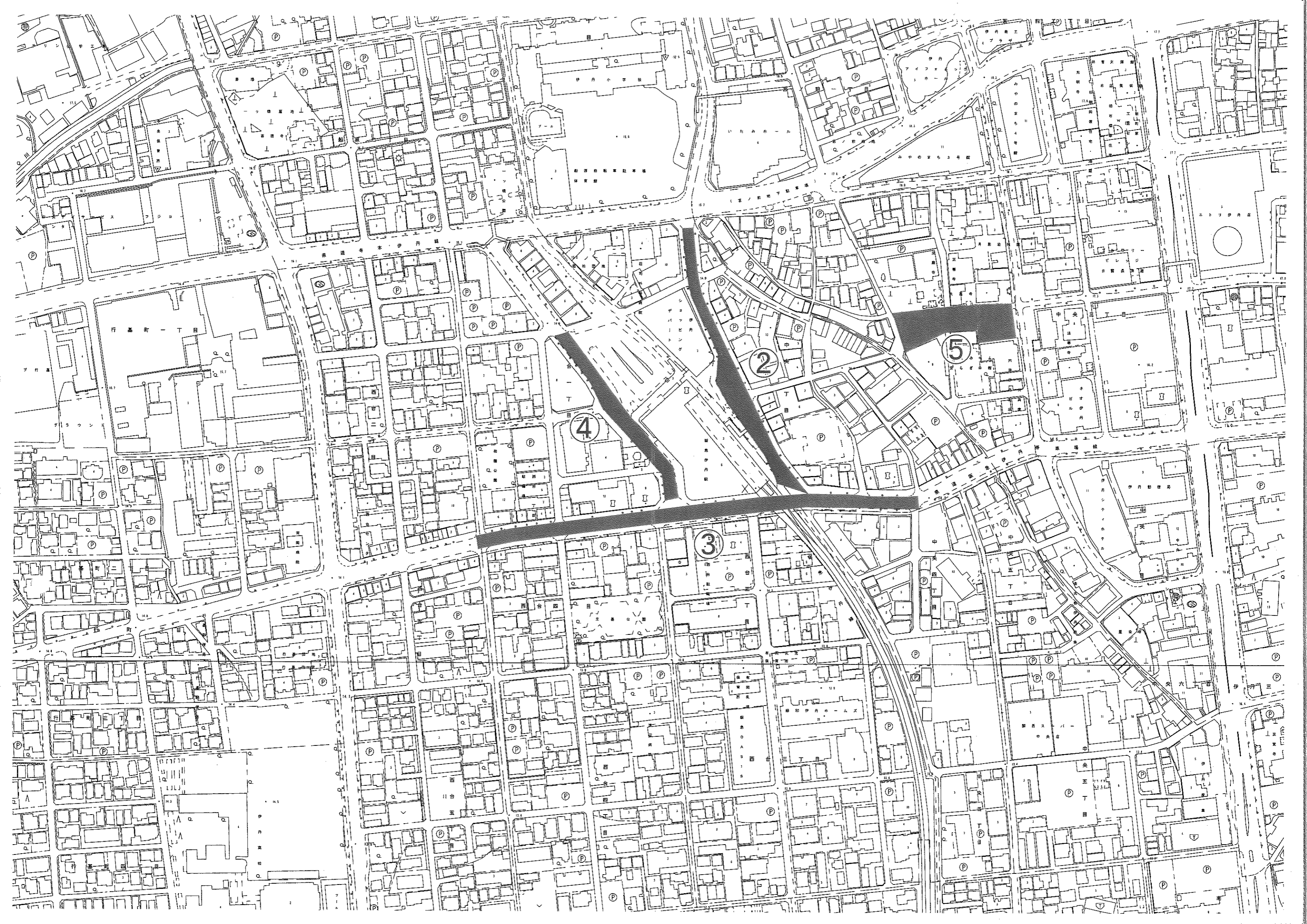
4 占用の制限の開始の期日

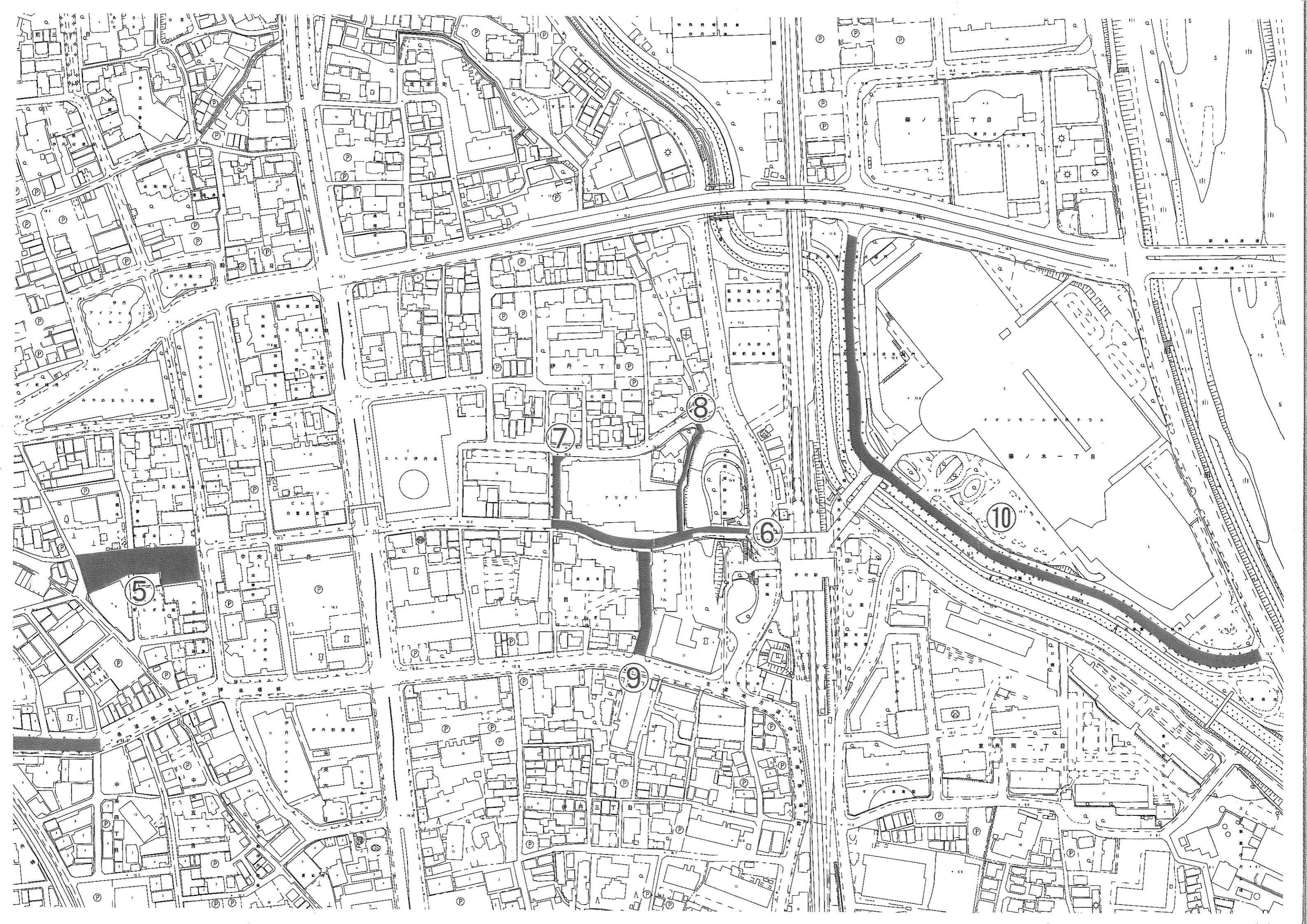
令和3年1月1日

5 図面縦覧場所

伊丹市役所都市交通部道路室道路保全課







5

7

8

6

9

10

